

第 3 章

イランのファミリービジネス： 基礎的資料としての継承関連法制と研究の方向性

岩崎 葉子

要約：

企業の事業継承が円滑裡に行われるか否かは相続システムと関連する税制に大きく関わっている。イランの相続システムを事実上規定していると考えられる国内法規は、民法における相続法、直接税法における資産・所得税法である。イランの相続システムでは配偶者や子供たちばかりでなく、故人の血縁者にかなりの割合を法定相続分として認めており、たとえば故人が家族経営の事業を行っていて亡くなった場合、いわば多くの「部外者」に遺産の分割相続が義務付けられていることが、事業継承を困難にする要因となる可能性を示唆している。

キーワード：

法定相続人 会社の法人化 資産保全

はじめに

本稿はイランにおける「ファミリービジネス」の現状分析のための具体的アプローチについて考察することを目的とする。

イランにおける企業・産業研究は、近代化期以降の経済発展の過程で注目された繊維などの軽工業と、オイル・ブーム以降に興隆した石油化学およびその関連分野における大規模重工業とに焦点をあてながら、主としてそれらのマクロ経済上の役割を論じたものが中心であった [Baldwin 1967][Bharier 1971][Rabizade 1975][Karshenas 1990][岩崎 1993][後藤 2002]。これらは企業に関心の中心に置くものではなかったが、2000 年代に入り、繊維・アパレル産業を事例としたイラン国内企業を産業組織のあり方という視点から取り扱った岩崎（2004）や Iwasaki(2017)などが著わされ、個別の企業の経営戦略と経済環境との関係が論じられるようになってきている。

しかしながら、従来東アジア、東南アジア、ラテンアメリカなどの地域を対象に行わ

れてきた「ファミリービジネス」研究のアプローチや手法（有価証券報告書や登記資料による所有権構造の把握、紳士録や伝記などを使った家系図の作成など）を用いたイラン企業研究は、筆者の管見のかぎり見あたらない。イランにおける株式市場の未発達や情報公開の後は言うまでもないが、より本質的には、イランの産業組織においては継続的な事業遂行による経営拡大があまり追求されず、経営者が企業を「大きくしない」傾向を持つという事実がその背景として考慮されねばならないだろう。ひとつの事業から得られた収益を再度その事業に投資して拡大再生産を期すのではなく、まったく別の事業にふりむけることによって、不安定な経営環境におけるリスク分散を図るというビジネス・スタイルが、他地域との際立つ違いとして指摘できる。この結果、いずれの産業分野においても（政府系の資源エネルギー、金融などは別として）中小零細規模の企業がマジョリティを占め、しかも、それらの垂直・水平統合がほとんど見られない。上記のリスク分散という観点から見ると他企業との資本統合や人的交流にはより潜在的なリスクがあると判断する企業が多いものと考えられる。

したがって、これまでのファミリービジネス研究における主要テーマ（たとえば財閥形成と成長のメカニズム、家族経営企業のビジネス・グループへの発展プロセスなど）をそのままイランの事例研究にあてはめることはできない。研究データの収集においても大きな困難が予想されるため、アプローチの方法を工夫する必要がある。

そこで本稿では「イラン企業では事業継続（経営の継承）を重視しない傾向が（他の国・地域に比べて）強い」ことを作業仮説とし、その背景となる法制度面の検証を行いながら論点を整理したい。

I イラン企業の「伝統的」経営戦略

Berle & Means(1932) がかつて、多くの場合最初は企業の「個人所有」があり、それが株式所有権にとって代わられることにより「経営者支配」へと発展すると論じた。イランではあいかわらずこの古めかしい「個人所有」企業が主流であることは言うまでもない。しかしそれが「ファミリービジネス」であるためには、当該企業において経営上重要な役割を果たしている複数の構成員がその所有者の家族であり、また彼らにとってその事業の継続が共有される課題であることが前提されていなければならない。

上述のようにイラン企業の場合、継続的な事業遂行による経営拡大があまり重視されない。特定の事業に固執する経営者は、エスニック・マイノリティ（アルメニア人）など限られた社会集団には存在するが、一般的にはむしろ「多角的」な事業展開、資産運用が好まれ、したがって企業経営者は自分の子供を事業の後継者として育てることには熱心でない場合が多い。

筆者は 1994 年以降、断続的にテヘランでの繊維・アパレル製造企業およびその関連

業種企業への聞き取り調査を行ってきた。同業界では（年による若干の変動はあるものの）全体の 9 割以上を「就労者数 10 人未満」の零細企業が占めその生産を担っているが、父祖の代から事業を継続している、または子供にその事業を継がせようと考えている経営者はきわめて限られた。その一方で、少なくない経営者がアパレル関連事業とは別に不動産事業などに投資をし、子供に医者・弁護士などの資格取得のための学歴を付けさせるなど、事業継続を前提としない資産管理が行われている。

もっとも、家族（これを、姻戚を含むどの程度にまで広げることが適切かは判断を保留するとして）をひとつの「経営体」として捉えるならば、事業の多角化をその経営戦略の中心に据え、構成員による多様な収入源の確保をつうじて中長期的な資産保全を図っていると考えられることもできなくはない。イラン近世および近代史研究の最近の成果を見ると、地方の「名望家」ファミリーによるこの種の多角化戦略を具体的に見ることができる[阿部 2009, 2010][山口 2013]。もちろん現代にいたってもこうした傾向が維持されているか否かについては留保が必要であり、また大土地所有者のような支配階層と一般の市民とを同列に扱うことも適切でない。しかし小さな単位であっても家族構成員間での人材の一極集中を避け、より柔軟な経営を目指す姿勢は共通して観察される。

II ファミリービジネスの事業継承問題（日本の事例）

イランにおける事業継承の特徴を考える手がかりとして、我が国の制度と実態を参照しよう。本研究会では我が国における企業の事業継承・相続の実態とその問題点について明らかにするため、関連実務に詳しい有識者（大石賀美弁護士・大阪国際総合法律事務所）を招聘し話を伺った（2017 年 9 月 19 日）。以下にその要点を記す。

日本の事業継承問題を考える際には、当該事業が法人化しているか否かが大きな議論の分かれ目となる。現在、国税庁の分類による「法人企業」258 万社のうち 95%が、最低 3 人以下（親族・姻族・他人不問）の株主が株式の半分を所有する「同族会社」であり、このほかに家族経営の「個人事業主」が 176 万（者）ある。これらがいわば日本のファミリービジネスの潜在的な源泉であるが、事業継承がどのように行われるかが経営の存続に大きく関わる。そもそも株式会社の場合は資金調達の利便性とひきかえに、創始者家族による経営支配や社風の維持が難しくなるが、相続の際に多数の相続人間で株式の分割が行われれば、ファミリー企業の大多数は（その性質が）容易に失われ得る。

事業継承の形態として大きくはふたつある。第一に相続による事業継承の場合、より多くの問題に直面するのは個人事業主である。事業継続の遺言が残されていても遺留分問題があり、また遺言がない場合は分割協議が終了するまで金融資産を動かさないため事業を続ける資金が凍結してしまう。また金融機関から運転資金の融資を受けて操業していた場合にも、事業主の死去とともに返済を迫られる事例があり、やはり事業の安定

的な継続が難しくなる。相続税も発生する。こうした問題に対処するための当事者による対策として、相続放棄手続きなどによって相続人を減らす、あるいは逆に相続税の節税のために相続人を増やす（孫を養子にとるなど）といった手段が用いられることもあったという。2015年には「経営継承円滑化法（中小企業における経営の継承の円滑化に関する法律）」という民法特例が設けられ様々な救済措置が講じられている。

一方、法人の場合も困難はあるが、たとえば会社に株式以外の資産（不動産など）が多くあれば、事業継承者とその他の相続人間でそれらを別々に相続する、会社が売却を判断する「譲渡制限付き株式」を設定するなどして、ある程度は障害を取り除くことができる。

第二に相続によらない事業継承形態が考えられる。経営者の生前に贈与や売買などの手続きをとる、別会社を立ち上げて事業譲渡し組織再編の形をとる、などである。贈与・売買についてはいずれも被贈与者、ならびに売却者に課税があることは言うまでもない。

以上大石弁護士の解説から、いずれの形態の事業継承を行うかで問題の種類は異なるものの、株式が上場されているような大企業を除き、創始者ファミリーによる事業継承問題には「相続のシステム」とその関連税制が大きく関わっていることが明らかになった。

III イランにおける事業継承関連の諸法

日本の事例を参考にしながら、イランにおける事業継承に関連すると考えられる法制度を検討する。イランの相続システムを事実上規定していると考えられるのは主として以下に挙げる国内法規である。

第一に民法(qānūn-e madanī)における相続法制（イラン民法第一巻第二章「遺言および相続」第 825 条～949 条）、第二に直接税法(qānūn-e māliyat-hāye-mostaqīm)における資産・所得税法（イラン直接税法：「相続に対する税」第 17 条～43 条、「有職の自然人の収入に対する税」第 93 条～104 条、「法人の収入に対する税」第 105～118 条）である。[資料を参照のこと]

民法における「遺言および相続」の節では、イスラーム法の伝統にもとづき相続人の範囲とその遺産分与の割合が細かく規定されている。第 862 条にあるとおり、血縁関係にある主たる相続人は三等級に分かれ「1. 父、母、子、孫」「2. 祖父、兄弟、姉妹、それらの子」「3. 父方のおじ・おば、母方のおじ・おば、それらの子」の順に相続権を持つ。また第 913 条によって、それらに優先して配偶者の（一定割合の）相続が認められる。被相続人の負債を精算したあとでないと相続が確定しない。また被相続人の遺言による財産の処分は全体の三分の一までと定められており残りは遺留分となる。

一見して、イランの相続システムは故人の血縁者に多くの（遺産相続上の）シェアを

認めており、実生活をともにしている配偶者や子供たちばかりでなく、故人の親や祖父、きょうだいなどに一定の取り分が保証されている。これはたとえば故人が家族経営の事業を行っていて亡くなった場合に、かなりの割合のいわば「部外者」に遺産の分割相続が義務付けられていることが、事業継承を困難にする要因となる可能性を示唆している。

直接税法によれば、個人が死去した場合には銀行預金、株式、特許権などの知的財産権、不動産など項目ごとに細かい相続税率が定められている。また相続手続きを終えて納税証明が発行されないと遺産として残された物財についてのすべての登記・出納業務が停止される。一方所得税法ではすべての事業者が各年度の確定申告書とともに所得税を支払うことが義務付けられその期限は翌年3月（ホルダード月）末までとされている。相続が発生した場合に所得税納税の延滞が認められるか否かは現時点で不明である（ちなみに日本では4か月の猶予が認められている）。事業を継承する、しないとに関わらず、事業関連の納税問題はひとつの関門であると考えられる。

IV 家族経営企業の事業継承問題（イランの現状）

イランの相続システムに関連する法律の諸規定を検討する作業と同時に、前述の日本の状況を参考にテヘランにおいて実務者（G 弁護士・司法省弁護士協会[Kānūn-e Vokālā] 所属）からの聞き取り調査を実施した（2017年10月11日）。以下のその要点を記す。

イランの事業継承においても、経営体が自然人(shakhs-e haqīqī)であるか法人(shakhs-e hoqūqī)であるかによって成り行きが大きく異なることが多い。相続税も含めイランの税制では自然人と法人との間には明確な峻別があり、課税期間などが異なることに注意が必要である。会社が法人格を持っていれば事業主の死去と同時に分割相続の必要性が生じて事業が廃されることがないため、事業を継続する意思のある事業主は多くの場合あらかじめ3人以上の株主がいれば設立できる「株式会社(sherkat-e sahāmī-ye khās)」や、2名から立ち上げることができる「合同会社(sherkat-e tazāmonī)」を作っていることが多い。後者は有限責任を家族が持ち合って相互保証しているようなものが全体の5割ほどを占め、父・息子や兄弟姉妹といったパターンである。

事業が継続されることが決まっている場合に、分割相続によって経営の中断や規模が縮小するという問題はあまり聞かれない。誰か一人が亡くなるとその相続人たちが話し合いを通じて一人の代表者を決め、その人が経営に関わるようにすることが多いからである。もちろん大きな企業になれば、いわば経営陣（これも株主）が事業を継続し創始者の相続人たちは企業内でたいした影響力を持たなくなることが普通である。

ただし法人や個人が資産をワクフして分割を回避するということは従来頻繁に行われてきた。現在でもそうした事例はあり、たとえばある企業が自社工場をワクフし、その利益の中から経費等を控除して残りを慈善事業に付すというケースなどが挙げられ

る。法的には多くの事業や、法人そのものをワクフとして設定することが可能であり、いわば一部を公共化することで資産の散逸を回避し事業を継承するこの方法は広く用いられている。

このように G 弁護士からの聞き取り調査では、個人事業主の死去の場合にはそのまま廃業となることが一般的である一方で、事業継承を目指す事業主の多くが、家族が有限責任を負う小規模な合同会社として事業を法人化している、という実態が窺われた。こうした法人化は、イラン民法に定められた血縁親族を中心とするかなり幅広い法定相続人の範囲設定による資産の散逸を防ぐための一措置である可能性があるのではない。本稿の冒頭で述べたように経営者が企業を「大きくしない」傾向を持つイランでは、事業継承は必ずしも事業拡大を期すものではないが、親のビジネスを引き継ぐ際に発生する相続システム上の問題の存在は注目しておかねばならないだろう。

また事例数はさほど多くないと思われるが、ワクフ設定が事業継承のひとつの現実的な形態としていまだ存在しているという指摘は興味深い。III でみた相続税法の規定のなかにもワクフに関するものがある（第 39 条）。

今回の調査では個人事業主が死亡しても後継者がいるような場合に、日本の個人事業主が直面しているような相続手続き期間における後継者の資金困難や、相続放棄などがあるか否かについては明らかとならなかった。これらの点は引き続き調査課題としたい。

今後の展望

以上から、今後イランのファミリービジネス研究を進めるうえで明らかにすべきいくつかの課題が示された。冒頭でふれたとおり従来のファミリービジネス研究において活用されてきたような企業情報（株式保有、財務、経営陣の人事など）はイランでは目下入手困難であることから、現在のイランにおいて創始者以降の世代の家族メンバーに事業が継承され操業が続けられている企業がどの程度、どの分野に存在しているのかといった正確な「全体像」を明らかにすることはきわめて難しいと考えられる。

次善の策として、以下の二つのアプローチを提示したい。第一にすでに各分野で知られるいくつかの有力ファミリー企業をピックアップし、公開されている関連資料を利用しながら具体的な事業継承のパターン（誰が、どのタイミングで、どのように継いだか）の事例研究を進める方法、第二に中小零細企業（第一世代）を取り巻く法制度を明らかにしながら広範囲に聞き取り調査を実施しイランにおける「事業継承問題」を概観する方法である。その際、「イラン企業では事業継続（経営の継承）を重視しない傾向が（他の国・地域に比べて）強い」という作業仮説を意識しつつ、後者（第二のアプローチの対象企業）にくらべて前者（第一のアプローチの対象企業）において何か特殊な条件が存在するか否かについてとくに注意したい。

また法制度の検討については、関連法制のさらに詳細な分析と同時に、民法に規定された相続システム、相続に関わる税制が事業継承の障害となっているか否かを実務者への聞き取りを通じてより具体的に検証する。

このふたつのアプローチを同時に推し進めることで、イランにおけるファミリービジネスの在り方、家族企業内におけるイラン特有の人材育成スタイルや資産管理のモデルが一定程度明らかになるのではないかと考える。

<資料1 民法：遺言および相続（一部抜粋、試訳）>

第 843 条

相続人の許可がなければ、遺産（tarake）の3分の1以上を遺言によって処理することはできない。もし相続人らのうちの数人が許可すれば、その者たちが有する割当に相当する分だけが有効である。

第 844 条

遺言の対象が特定物であり、その物が価格を算定されてそれが遺産の3分の1を超える場合には、超過分は相続人の（遺言に対する）許可がないかぎり相続人の物となる。

第 846 条

遺言の対象が不動産（melk）のしょう利用収益（manāfe‘）である場合は、恒久的にもしくは一定の期間内において、下記の方法によって3分の1から除外される。

まず不動産の物自体（‘ein）をその使用収益とともに価格算定し、そののち遺言に定められた期間中の、収益不可能な状態における上記メルクの価格を算定し、そのふたつの価格の差を3分の1の一部とみなす。

もし遺言の対象が、不動産の恒久的な使用有益であり、このために不動産の物自体が価格を持たない場合には、不動産の価格は使用収益に鑑みて3分の1の一部とみなす。

第 861 条

相続の根拠はふたつの事柄からなる。すなわち血縁関係と、姻戚関係である。

第 862 条

血縁関係によって相続をうける者たちは、三階級（tabaqe）からなる。

1-父、母、子、孫

2-祖父、兄弟、姉妹、それらの子

3-父方のおじ・おば、母方のおじ・おば、それらの子

第 863 条

後続の階級の相続人は、先行の階級にだれもない場合、相続をうける。

第 864 条

姻戚関係によって相続をうける者たちは、一方の死去の際に生きている、夫婦のもう一方である。

第 868 条

故人の遺産にたいする相続人の所有権は、故人の遺産に帰属していた諸々の科料や負債の支払いののちでなければ、確定しない。

第 869 条

故人の遺産に帰属していた科料や負債で、その分割の前に支払われなければならないものは、以下のようなものである。

1-遺体の経帷子の価格、および抵当に入れているエインのごとき（遺産である）建物に帰属する科料。

2-故人の負債および物的な宗教的義務

3-故人の遺言によって処理される遺産の 3 分の 1 まで（相続人の許可がない場合）、および相続人の許可をもって処理される 3 分の 1 の超過分

第 870 条

前条項にのべた科料は、上述の条項にのべた順番で支払われねばならない。残余が出た場合には、相続人の間で分割される。

第 899 条

以下の相続人は、遺産の半分を得る。

1-夫：故人の妻にとって、たとえその夫以外の子供であっても、子供がいない場合。

2-娘：もし唯一の子供であった場合。

3-直系もしくは父方のみからの姉妹：彼女が唯一の姉妹であった場合。

第 900 条

以下の相続人は、遺産の 4 分の 1 を得る。

1-夫：たとえ子供がいても、その妻が死去した場合。

2-妻（たち）：子供がおらず、その夫が死去した場合。

第 902 条

以下の相続人は、遺産の 3 分の 2 を得る。

1-男子がいない場合の、姉妹二人、あるいはそれ以上。

2-たとえ兄弟があったとしても、直系もしくは父方のみからの姉妹二人、あるいはそれ以上。

第 903 条

以下の相続人は、遺産の 3 分の 1 を得る。

1-故人の母：故人が子供、あるいは兄弟姉妹を持っていない場合。

2-母方のいところ：一人以上の場合。

第 904 条

以下の相続人は、遺産の 6 分の 1 を得る。

父、母、母方のいところ（もし一人の場合）

第 906 条

もし故人にとって、子供、もしくはいかなる等級（daraje）であろうと孫が存在しない場合には、両親のいずれも、単独ですべての相続をうける。またもし、故人の父母がいずれも存命の場合には、母が3分の1、父が3分の1を得る。しかしもし母が誰かほかの者のあとに位置づけられる場合には遺産の6分の1は母に帰属し、残りは父のものとなる。

第 907 条

もし故人に両親がなく、一人もしくは数人の子供がいた場合には、遺産は以下の方法で分割される。

もし子供が一人に限定されていれば、息子であろうと娘であろうと、すべての遺産は彼に与えられる。

もし子供が複数おり、しかしすべて息子、もしくはすべて娘の場合には、遺産は彼らの間で平等に分割される。

もし子供が複数おり、そのうちに息子と娘がそれぞれいる場合には、息子は娘の2倍を与えられる。

第 908 条

故人の父、あるいは母、あるいは両親のいずれもが存命し、かつひとりの娘がいる場合には、父・母のそれぞれの法定相続分（farz）は遺産の6分の1、娘の法定相続分はその半分となる。残余分は、すべての相続人の間で、かれらの法定相続分に応じて分割されねばならない。ただし母が誰かほかの者のあとに位置づけられる場合にはこの限りではなく、その場合は母は残余分からは何も受けとらない。

第 909 条

故人の父、あるいは母、あるいは両親のいずれもが存命し、かつ複数の娘がいる場合には、すべての娘の法定相続分は遺産の3分の1となり、それを彼女たちの間で平等に分割する。父・母のそれぞれの法定相続分は6分の1であり、もし残余があればすべての相続人の間で、かれらの法定相続分に応じて分割される。ただし、母が誰かほかの者のあとに位置づけられる場合にはこの限りではなく、その場合には母は残余からは何も受けとらない。

第 910 条

故人に子供がいる場合、もしそれが一人であっても、かれの孫は相続をうけない。

第 911 条

故人に直接の子供がいない場合はつねに、彼の孫が子供の代理人となる。この方法によって、第一階級に数えられる相続人は、存命の両親のいずれもととともに、相続をうける。孫たちの間での相続の分割は、世代（nasl）に応じて行われる。すなわち、故人に繋がっているすべての世代は、その者の割当を得る。したがって、男の孫は、女の孫の2倍

を得る。

ひとつの世代に属する者たちの間での分割は、男子は女子の2倍を得る。

第912条

子供の子供たちは、いかに下ろうとも、前条項にのべた方法で相続をうける。またその際、故人に近い順に優先されるものとする。

第913条

この節において上述したすべての場合において、存命の夫婦のいずれの一方も、自身の法定相続分を得る。この法定相続分は、故人が子供、もしくは孫を持っていない場合には、夫には遺産の半分、妻には遺産の4分の1を与える。また故人が子供、もしくは孫を持っている場合には、夫が遺産の4分の1を、妻が8分の1を得る。遺産の残りは、前の諸条項の規定に則りほかの相続人の間で分割される。

第916条

故人に第一階級の相続人がいない場合にはつねに、彼の遺産は次の階級へ相続される。

第917条

第二階級の相続人がもし一人であった場合には、すべての相続をうける。もし複数だった場合には、以下のように、彼らの間で分割される。

第918条

もし故人が同父母の兄弟姉妹を持つ場合には、異父母の兄弟姉妹は相続をうけない。同父母の兄弟姉妹がいない場合には、異父母の兄弟姉妹がかれらの相続の割当を与えられる。

同父母の兄弟姉妹、異父母の兄弟姉妹のいずれも、母方の兄弟姉妹の相続を制限しない。

第919条

もし故人の相続人が、数人の同父母の兄弟、あるいは数人の異母の兄弟、もしくは数人の同父母の姉妹、あるいは数人の異母の姉妹からなる場合には、遺産はかれらの間で平等に分割される。

第920条

もし故人の相続人が、複数の同父母の兄弟姉妹、あるいは複数の異母兄弟姉妹からなる場合には、男子の割当は、女子の2倍となる。

第921条

もし相続人が、複数の母方の兄弟、もしくは複数の母方の姉妹、あるいは複数の母方の兄弟姉妹の場合には、遺産はかれらの間で平等に分割される。

第922条

同父母の兄弟姉妹と、母方の兄弟姉妹とが一緒にいる場合には、分割は以下のとおりの方法による。

もし母方の兄弟あるいは姉妹が一人の場合には、遺産の6分の1を得る。残りは同父母

の兄弟姉妹と父方の兄弟姉妹のものとなり、前に述べた方法で分割される。

もし母方のいところが複数いる場合には、遺産の3分の1がかれらに帰属し、かれらの間で平等に分割される。残りは同父母および異母兄弟姉妹のものとなり、前にのべた規定にしたがって分割される。

第 923 条

相続人が祖父、もしくは祖母であった場合には、遺産は以下のように分割される。

もし、祖父もしくは祖母が一人だった場合には、父方であろうと母方であろうと、すべての遺産はその者が受け取る。

もし祖父もしくは祖母が複数いた場合には、もしそれが父方であれば、男性は女性の2倍を得る。もしすべて母方である場合には、かれらの間で平等に分割される。

もし（ひとりの）父方の祖父もしくは祖母と、（ひとりの）母方の祖父もしくは祖母が両方存命の場合には、母方の祖父もしくは祖母が、遺産の3分の1を得、母方の祖父が複数いる場合には、かれらの間でその3分の1を平等に分割する。残りの3分の2は父方の祖父もしくは祖母が得、もし複数いる場合にはその3分の2のうち、男性が女性の2倍を得る。

第 924 条

故人が、複数の祖先 (ajdād) と兄弟姉妹とを同時に持っている場合、3分の2の遺産が、父方の相続人に渡り、かれらの間で男性が女性の2倍を得るようなかたちに分割される。また3分の1の遺産が、母方の相続人に渡り、かれらの間で平等に分割される。しかし、もし母方の親類が、ひとりの兄弟もしくは姉妹だけだったとしたら、かれには遺産の6分の1だけが与えられる。

第 925 条

前条項に述べたすべての場合において、もし故人に、兄弟も姉妹もない場合には、兄弟姉妹の子供たちがその代理人として、祖先らとともに、相続をうける。その場合、兄弟姉妹の子供たちの間での分割は、世代におうじて行われる。すなわち、すべての世代は、故人との繋がりにおうじて、自身の取り分を得る。したがって、同父母の兄弟姉妹の子供たち、もしくは異母兄弟姉妹の子供たちは同父母の兄弟姉妹もしくは異母兄弟姉妹の取り分を、また母方の従姉妹たちの子供たちは、母方の従姉妹の取り分を得る。

ひとつの世代の人間同士の間での分割は、もし同父母の兄弟姉妹もしくは異母兄弟姉妹であれば、男性は女性の2倍を得、もし母方の従姉妹であれば平等に分割される。

第 926 条

同父母、異母、および母方の従姉妹たちの間では、異母の従姉妹は相続を受けない。

第 927 条

この節において述べたすべての場合において、存命の配偶者がいれば、いずれも自身の法定相続分を遺産の主要部分 (asl) から得る。この法定相続分は、夫は遺産の半分、妻

は遺産の4分の1である。

母方の相続人についても、祖父であろうと従姉妹であろうと、自身の法定相続分を遺産の主要部分から得る。

夫もしくは妻を含めることによって不足が生じる場合には、その不足分は父方の兄弟、異母兄弟、ないしは父方の祖先らが負担する。

第 949 条

夫もしくは妻のほかに、ひとりの相続人もいない場合には、夫は亡くなった妻の遺産すべてを相続する。しかし妻は自身の取り分だけを取り、夫の遺産の残りは、相続人のいない個人の物にかんする法規と、第 866 条に則るものとする。

<資料 2 直接税法：相続に対する税（一部抜粋、試訳）>

第 17 条

個人の事実上の死去もしくは推測される死去の結果、移転される資産は以下のとおり課税される。

1－銀行預金、株券（ourāq-e moshārekāt）、本条項の（2）項において明記された場合を除いたその他の有価証券、それらに帰属する利子、また同様に相続人らの名義に移転、もしくは支払い・配当された配当金、株主配当金（sahm-o-ssherāke）にたいしては、3パーセント。

2－株式、株主配当金、およびその優先権（haqq-e taqaddom）に対しては、相続人の名義への移転登記時点における上記の諸規定にもとづき、本法第 143 条注 1 において示される率の2分の1。

3－上記の条項に説明されていない特許権、その他の物、財政上の諸権利にたいしては、相続人の名義への移転登記時点の時価の10%。

4－エンジン稼働式、鉄道式、船舶、飛行機等の輸送機関にたいしては、相続人の名義への移転登記時点における国家税務局によって通告された価格の2%。

5－不動産、および場所の譲渡権にたいしては、相続人の名義への移転登記時点における不動産取引価格あるいは譲渡権価格にそれぞれ基づいて、本法第 59 条に示した率の2分の1。

6－海外において生じたイラン人の故人に帰属する資産にたいしては、資産の生じた当該地の政府にたいして支払われた相続税を控除したのち、資産の生じた国における相続税計算にもとづく遺産額の10%とする。上記の国において相続税がない場合には、相続人の名義への移転・受け渡し時点の時価に基づくものとする。

注1) 本法の施行（1391 年 1 月 5 日）以前の故人の相続税の計算・徴収は、その徴税台帳が作成されていようがいまいが、この条項の適用を免れる。

注2) 本条項における上記の率は、第一等相続人に関連する。もし第二・第三等相続人

の場合には、本条項における上記の率は2ないし4倍の率となる。

- 注3) 故人および相続人が外国人である場合には、イランで生じた故人の資産は、第一等相続人の率によって課税される。
- 注4) 本条項の第2, 4, 5項にかかわる物について、相続人が自身の持ち分を第三者もしくは他の相続人に移転する場合には、この章に説明を付した相続税に加え、関連する諸章の規定に基づく税も課税される。
- 注5) 所有権譲渡を条件とした銀行やその他の金融・信用機関との賃貸契約によって生じる科料 (hoqūq) については、不動産の土地建物にかんする部分は相続人の名義への移転登記時点における取引価格にもとづいて計算する。

第18条

本法の観点から相続人はみつつの範疇に分けられる。

- 1－第一等相続人：父母、妻、夫、子、孫
- 2－第二等相続人：祖先、兄弟、姉妹、その子
- 3－第三等相続人：(父方の) おじ・おば、(母方の) おじ・おば、その子

第34条

以下の個人(ら)は、本法に関連する税の支払い証明取得以前に、故人の資産を相続人もしくは遺産受取人に提供したり、彼らの名義で登記したり、上記の資産にかんする取引を行ったりしてはならない。

- 1－故人の現金・手形・宝石、その他のすべての財をその手元に有する銀行、その他の金融・信用機関、会社、団体、非政府系公共機関、その他の政府系・非政府系法人。
- 2－不動産を相続人もしくは遺産受取人の名義で登記している個人の(利用していた)文書・不動産登記局。
- 3－分割協議書 (taqsīm-nāme)、あるいは個人の資産にかかわる相続人のすべての取引を登記しようとする故人の(利用していた)公証役場。
- 4－故人が株式または sahm-ol-sharke を所有する会社。
- 5－代理行為を行う会社、投資基金、その他の金融機関。
- 6－司法省出納部、文書・不動産登記局の出納部。

以下略

第39条

ワクフについては管財人 (motavalli) が、奉納 (habs o nazr) の場合は奉納者が、遺言の場合は遺言執行人 (vasi) が、契約の発生もしくは遺言者の死去の日から3か月以内に、それぞれの場合に応じて、経済財務省から準備された記入例にくわえて、関連する書類にワクフや奉納や遺言の対象となっている物の詳細と価値を含む申告書を添付し、管轄の税務署へ提出し、受取証を取得せねばならない。また払うべき税金を申告書の提出猶

予期限の日から三か月以内に支払わねばならない。

注) 本法の第 24 条 3 項に該当するワクフ、奉納、遺言の場合、または偶発的 (ettefāqī) 所得にたいする税の諸規定が適用される場合には、それぞれの場合に応じて、ワクフ設定者もしくは管財人、奉納者、遺言執行人は、ワクフ・奉納・遺言の対象となっている物の詳細と、受益者の詳細とを、国家税務局から準備された記入例に明記し、契約の発生もしくは遺言者の死去の日から三か月以内に管轄の税務署へ提出し、受取証を取得せねばならない。

<資料 3 直接税法：諸事業の所得に対する税（一部抜粋、試訳）>

第 93 条

イランにおいて、事業に従事したり、この法律のほかの章において言及された場合をのぞく名目によって自然人が獲得した所得 (dar-āmad) は、この法律において規定された控除を差し引いたのち、「諸事業の所得に対する税」が課税される。

注) 公民の会社 (sherkat-hāye-madani) (任意・強制ともに)の所得、また同様に自然人が資本の所有者である場合のモザーレバ活動から生じた所得は、この章の諸規定が適用される。

第 94 条

この章に関わる納税者に課税される所得は、すべての品物およびサービスの販売に加え、他の章での課税されていないそのほかの所得からなり、必要経費および減価償却に関する諸規定にもとづき、関連する経費と減価償却分をそこから控除する。

第 95 条

この章に関わる諸事業の持ち主は、商法に規定された商館 (dafāter-e tejārī) の設置などにかんする原則や諸規定などを遵守しつつ、とくに所得税 (の税額決定) のために商人が用意しなければならない商館・文書・書類などを保管し、それに基づいて自身の税の申告書を用意しなければならない。(以下略)

第 97 条

税の申告書提出を義務付けられている、この法律に関わる自然人に課税される所得は、関連する諸規定に則り、受理された納税者の申告書に基づくものとする。国家税務局 (sāzmān-e omūr-e māliyatī-ye keshvar) は受け取った申告書を審査なしに受理したのち、決められた基準にそってサンプルを選び、それを審査することができる。

納税者が法的な期限内に規定に則った申告書を提出しなかった場合には、国家税務局は申告書の準備にたいして、納税者によって獲得された経済的活動と情報とにもとづいて、普遍的な課税方法と書式による徴税方法とにより、税額決定を行う。納税者に不服がある場合、もし税額決定書式の発行の日から 30 日以内に、関連する諸規定に則って税の申告書を提出すれば、納税者の不服申し立てはこの法律の規定に基づき審査される。こ

の命令は、法的な期限内に税の申告書を提出しなかったことに対する罰金の支払いや処罰の妨げにはならない。

この法律の第 239 条注に関連する命令は、この条項の執行においても有効である。(注を略)

第 99 条

1345 年エスファンド月制定の直接税法第 76 条およびその後この法律の制定までに施された修正にかかわる請負契約は、課税のための所得額決定および支払の観点では上記の法の規定の適用のように 4 % の定率税とする。

注) 略

第 100 条

この法律のこの章にかかわる納税者は、自身の職業上の活動にかんする一年間分の税の申告書を、事業単位もしくは場所ごとに、国家税務局が用意する記入例にしたがって準備し、翌年のホルダード月末までに自身の職業に従事する場所の税務署に提出し、この法律の第 131 条に示された率にもとづいて税金を支払わねばならない。

注) 略

第 101 条

決められた期限内にこの章の諸規定に則って自身の税の申告書を提出した、この章にかかわる納税者に課税される年間所得は、この法律の第 84 条に規定された免除額までは免税され、それ以上の部分についてはこの法律の第 131 条に示された率によって課税される。上記の免除措置を利用するための申告書提出の条件は、1382 年以降の業績にたいして有効となる。

注) 略

<参考文献>

Baldwin, G.B. [1967] *Planning and Development in Iran*, The Johns Hopkins Press.

Berle, A.A. & G.C. Means [1932] *The Modern Corporation and Private Property*, Macmillan.

Bharier, J. [1971] *Economic Development in Iran, 1900-1970*, Oxford University Press.

Iwasaki, Y. [2017] *Industrial Organization in Iran: The Weakly Organized System of the Iranian Apparel Industry*, Springer.

Karshenas, M. [1990] *Oil, State, and Industrialization in Iran*, Cambridge University Press.

阿部尚史[2009] 「財産と相続からみた 18—19 世紀タブリーズのナジャフコリー・ハー
ン・ドンボリー一族」『西南アジア研究』70

———[2010] 「19 世紀イランの地方社会の有力者による「財産保有」策—ファトフ
アリー・ハーン・ドンボリーの二通の遺産目録を手がかりに」『東洋学報』92

岩崎葉子[1993] 「イラン繊維産業概観—19 世紀初頭からイスラム革命までの歴史的発

展」『現代の中東』 15

———[2004] 『テヘラン商売往来—イラン商人の世界』 アジア経済研究所

後藤晃 [2002] 『中東の農業社会と国家—イラン近現代史の中の村』 お茶の水書房

Rabizade, M.M. [1975] 加藤九作訳 『20 世紀 30 年代のイラン工業における資本主義的企業の発展』 アジア経済研究所

山口昭彦[2013] 「後期サファヴィー朝有力家系の戦略的資産形成—ザンギャネー族の「財産目録」を手がかりに」『アジア・アフリカ言語文化研究』 86